

議案第 28 号

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 7 年 3 月 10 日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 7 年 3 月 22 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部を改正する条例

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例（昭和 45 年三朝町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「次表のとおり」を「月額 2 万円」に改め、同条の表を削る。

第 8 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。